

市第 108 号議案

第 5 期横浜市教育振興基本計画の策定

教育基本法第17条第 2 項の規定に基づき、第 5 期横浜市教育振興基本計画を次のように定める。

令和 8 年 2 月 10 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

第 5 期横浜市教育振興基本計画

第 1 はじめに

1 横浜の子どもが「今」大事だと思っていること

- (1) 人とのつながり
- (2) 世界とのつながり
- (3) 未来へのつながり

2 「今」の子どもたちは、小学生で 1 日約 4 時間、中学生で 1 日約 5 時間、高校生で 1 日約 6 時間、インターネットを利用して人や世界とつながっている。

SNS 等をきっかけとした事故等も 10 年で約 3 倍。

3 これから子どもたちが羽ばたく「未来」は

- (1) 世界と瞬時につながり影響し合う社会
- (2) 地球規模の課題解決が求められる、不確実性が高い社会

4 子ども一人ひとりが「未来」を創るために必要なこと

- (1) 自らの人生を舵取りするたくましさ
- (2) 世界の人たちと会ってともに新しい価値を創り出そうとする力
- (3) 多様性や変化を受け止め、可能性を最大限に広げるしなやかさ

5 子ども一人ひとりの「今」と「未来」を大切に

(1) 子ども一人ひとりの「今」を守る取組

安心して学べる環境づくり

人権尊重の精神を基盤として、多様化・複雑化した課題に気付き、きめ細やかに対応することなど、子どもたちの視点を尊重し、子ども一人ひとりが安心できる学びの環境を創ります。

特別な支援が必要な児童生徒、不登校児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒、経済的に困難な状態にある児童生徒などを含め、全ての子どもが、どんなときでも安心できる柔軟で多様な学びの環境づくりを通じて、子ども一人ひとりの可能性を最大限に広げます。

(2) 子ども一人ひとりの「未来」を見据えた取組

ア デジタル時代の「子ども主体の学び」

デジタル学習基盤等を活用した児童生徒一人ひとりの状況の細やかな把握等を踏まえた、「子ども主体の学び」を実現し、資質・能力を着実に育成します。

イ 横浜から世界につながる「グローバル教育」

英語等によるコミュニケーション力とともに、異文化と出会う意欲を高め、異なる背景を持つ人々と合意形成を図る力を育成します。

GREEN × EXPO 2027 を契機に、子どもの興味・関心を広げる体験機会を充実させ、持続可能な社会の創り手を育成します。

ウ 魅力ある教職員

教職員の養成・採用・育成の一体的な充実とともに、働き方改革の推進を通じ、子どもたちに向き合える環境を整えます。

エ 学びを充実させる学校施設

児童生徒が適切な環境で学校生活を送ることができるよう、教育環境の整備を進めます。

オ 全員給食の実施

心身の健康の保持・増進を通じて、健康で活力ある生活を送ることができるよう、中学校給食の着実な実施と食育を推進します。

カ 市民の豊かな学び

だれもが生涯にわたって主体的に学び続けられるよう、図書館や博物館などの多様な学びの場を整え、学びの活動や体験の充実を図ります。

第2 第5期横浜市教育振興基本計画について

1 横浜市教育振興基本計画について

(1) 本計画の位置付け

「第5期横浜市教育振興基本計画（以下「5期計画」という。）」は、2030年頃の社会を見据えて、横浜の教育が目指すべき姿を描いた「横浜教育ビジョン2030」（平成30（2018）年策定）のアクションプランです。また、国で定める教育振興基本計画を参照し、それぞれの地域の実情に応じ、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づいて策定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けます。

計画期間は、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までとします。

5期計画の策定に当たっては、「横浜市中期計画2026～2029」及び「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」や他の計画と関連する部分について整合を図ります。

「横浜市教育大綱」は、市として一貫性をもって教育行政を推進するために、令和8年度以降は5期計画第1章をもつて代えることが、横浜市総合教育会議において決定されました。

学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号）に基づく「横浜市学校教育情報化推進計画」は、国の通知に基づき、5期計画の一部ほかをもって代えます。

（2）学習指導要領の改訂を見据えた5期計画と、日々の教育活動の関係

5期計画は、全ての市立学校をはじめ、市全体で教育の基本的方向性を共有し、実践につなげる計画として、国における学習指導要領の改訂に向けた中央教育審議会における議論の動向なども踏まえつつ、横浜市の実情に応じて策定します。

策定過程においては、こども基本法（令和4年法律第77号）、横浜市こども・子育て基本条例（令和6年条例第30号）の趣旨などを踏まえ、当事者である子どもたちが、自ら考え、意見を表明する機会を大切にするとともに、子どもの主体的な社会参画に向けた学びにつながるよう、幅広く子どもの意見を聴き、対話や共創を進めました。

各学校では、「横浜教育ビジョン2030」とともに5期計画で掲げる目標の達成に向け、学校教育目標を設定し、アクションプランとして3か年の中期学校経営方針と、毎年の学校経営計画をはじめとした各種プランを作成し、取組を進めます。

計画の推進に当たっては、施策ごとに「指標」、「主な取組」、「想定事業量」を掲げ、P D C Aサイクルに基づき進捗管理を行います。

2 計画体系

(1) 柱1 全ての子どもの可能性を広げる学びの推進

ア 施策1 主体的・対話的で深い学びによる資質・能力の育成

(ア) 施策の目標・方向性

デジタル学習基盤等を活用し、児童生徒一人ひとりの状況の細やかな把握等を踏まえ、「子ども主体の学び」を実現し、資質・能力を着実に育成します。

(イ) 現状と課題

a これからの時代に必要な「子ども主体の学び」の実現

横浜市の教育は、「自ら学び 社会とつながり とともに未来を創る人」を目指し、子どもが主体的に考え学び続け、多様な人々や社会と関わり合うことを大切にしています。

世界と瞬時につながり影響し合い、地球規模の課題解決が求められる、不確実性が高い「未来」を生きる

子どもたちには、自らの人生を舵取りし、様々な人たちと出会い、多様な価値観や変化にふれる中で、ともに新しい価値を創り出すことのできる力を身に付けることが不可欠です。そのために、子ども自身が興味や関心をもって、他者と協働しながら積極的に学ぶとともに、学習活動を振り返って次につなげるなど、学びの主役である一人ひとりの子どもが自らの学びを創っていく「子ども主体の学び」を実現することが必要です。

b 「探究」の充実とその基盤となる「情報活用能力」などの育成

「子ども主体の学び」の実現に向けて、これまで以上に探究の充実とその基盤となる情報活用能力の育成が求められており、今後も探究の視点を取り入れた授業や教科横断的な学びに一層取り組むとともに、そのための環境等を整えることが必要です。

また、子どもたちが羽ばたく「未来」を見据えると、1人1台端末等を効果的に活用した情報活用能力は、探究的な学びを支え、駆動させる基盤として更に重要です。各教科等や総合的な学習（探究）の時間を通じて、情報活用能力を育成します。併せて、国語や英語等で育む言語能力や、算数・数学やプログラミング体験等による論理的思考力の向上、生成AI等に関わる教育内容の充実、情報モラルや情報リテラシーの育成を一層強化する必要があります。

c カリキュラム・マネジメントの研究

「子ども主体の学び」の実現に向けて、子どもの一番近くで伴走する教職員が不断の授業改善を行うことが求められます。特に、様々な教育的ニーズに対応するため、多様な児童生徒を包摂するカリキュラム・マネジメントの研究、また、家庭での学習が困難な状況にある子どもや、学習習慣が十分に身に付いていない子どもに対する学習支援の方法を検討する必要があります。

併せて、授業準備や児童生徒理解を深めるための時間など、教職員に余白を生み出す研究を進めることができます。

さらに、組織体制の強化に向け、平成30年から取り組んできたチーム学年経営を令和7年度から全小学校（義務教育学校前期課程を含む。以下同じ。）に展開しています。今後は、試行しているチーム担任制の効果検証や今後の方向性を検討する必要があります。

d デジタル学習基盤の整備

「子ども主体の学び」を支えるデジタル学習基盤を持続的に運用するとともに、教職員が駆使できるよう、支援を進める必要があります。

また、クラウドサービスの利用を前提とした基盤は、セキュリティが確保され、安全・安心な環境であることが重要です。さらに、教育ビッグデータや最新のサービスを活用した新たな学びを展開するためには、

基盤を常にアップデートする必要があります。

一人ひとりの学習理解や習熟を経年的に「把握」する調査を行い、その結果や日々の学習履歴、健康状態などを学習ダッシュボードで「確認」し、A I ドリルなどのデジタル学習ツールの活用により一人ひとりに合わせた「支援」につなげる、「把握」「確認」「支援」の3つの仕組みを循環させることが重要です。

イ 施策2 豊かな心の育成

(ア) 施策の目標・方向性

子どもが自身の感情の変化や心の状態を知り、自分を肯定的に認め、自信をもち、価値あるものと誇れることを基礎として、不確実性の高い社会をしなやかに歩めるよう、豊かな心を育成します。

(イ) 現状と課題

a 全ての教育活動を通じて、人権尊重の精神を基盤に、豊かな心を育む教育

学校は、他者と出会い、共感やあつれきの中で自己を知り、高めるとともに、他者とどのように共存するかという、社会を形成していく上で不可欠な人間同士のリアルな関係づくりを、子どもたち同士や教職員との関係を通して学ぶ貴重な場です。

こうした学校の意義を再認識し、全ての教育活動を通じて、人権尊重の精神を基盤に、豊かな心を育み、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できることが重要です。また、道徳教育や心の健康教育の充実と

とともに、学校でのリアルな活動や本物に触れる機会を確保することが重要です。さらに、学校は子どもの意見表明の機会を保障し、その意見を教育活動に反映する具体的な取組を一層強化していく必要があります。

子ども一人ひとりが自身の感情の変化や心の状態を知り、自分を肯定的に認め、自信をもち、価値あるものと誇れる安心と挑戦の基盤があることは、子どもが自ら人生を舵取りし、他者と出会い、地球規模の課題解決に向けてともに新しい価値を創り出し、多様性や変化を受け止め、可能性を最大限に広げるしなやかさを育むことにつながります。

ウ 施策3 健やかな体の育成

(ア) 施策の目標・方向性

子ども一人ひとりが自身の健康と向き合い、心身の健康の保持・増進を通じて、生涯にわたり健康で活力ある生活を送ることのできるよう、健やかな体を育成します。
。

(イ) 現状と課題

a 中学校給食の着実な実施と発達の段階に応じた食育の推進

中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。）における全員給食の開始に伴い、配膳指導を強化するとともに、アレルギー対応に一層取り組み、安全で安心な給食を提供する必要があります。また、給食を通して食に関する興味・関心を高めるとともに、国に

による給食費無償化を見据えつつ、給食物資が高騰している中でも、子育て世帯の負担増を抑制し、給食の栄養価と質を維持させることが重要です。

さらに、子ども一人ひとりが自身の健康と向き合うために、「健全な食生活を目指した食の自己管理能力の育成」と「持続可能な社会の構築に向けた食の創造性の涵養」を往還させ、発達の段階に応じた食に関する指導を進める必要があります。

b 生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現

運動は、子どもが自身の健康状態を理解し、心身の健康の保持・増進を支える大きな要素です。特に、スポーツを「する、みる、支える、知る」の視点やインクルーシブの観点から、以下の課題への対応を進める必要があります。

(a) 運動をする、しないの2極化が見られることから、授業改善やデータに基づいた児童生徒の生活習慣の改善や健康の保持・増進

(b) 体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動・スポーツを楽しむ風土の醸成

c 部活動を持続可能なものとするために

子どもの興味・関心に応じた活動を支援することも重要です。特に、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教職員との人間関係の構築を図り、活動を通して自己肯定感を高めることができる教育的意義の高い活動です。部活動

を持続可能なものとしていくため、以下の課題への対応を進める必要があります。

(a) 生徒の活動機会の確保と教職員の心理的負担・時間外勤務の縮減に資する部活動指導員の活用を推進するとともに、人材確保や資質・能力の育成

(b) 大会・コンクール等では、医療ボランティア等による熱中症対策等の実施

(c) 教職員と生徒が心身の発達段階に応じたコンディショニングへの理解促進

d 健康教育と学校保健の必要性

定期健康診断や健康教育を適切かつ円滑に実施するとともに、環境の変化により一層多様化・複雑化する現代的な健康課題についての学びの機会が必要です。

エ 施策4 多様な教育的ニーズに応える一人ひとりを大切にする教育の実現

(ア) 施策の目標・方向性

特別な支援が必要、不登校、日本語指導が必要、経済的に困難な状態にある児童生徒などを含め、全ての子どもが、どんなときでも安心できる、柔軟で多様な学びの環境を創ります。

(イ) 現状と課題

a 子どもの多様な「今」を大切に、可能性を広げる学びの推進

多様性を包摂し、一人ひとりの多様な「今」を大切に、全ての子どもの可能性を広げる学びのために、ど

の子どもにとっても、どんなときでも安心できる、柔軟で多様な学びの環境を創り、日常の教育活動に取り入れる必要があります。

- b 一人ひとりに寄り添う、安心した学びの環境づくり
子どもの個性や思いを大切にし、多様な教育的ニーズに応じた総合的な支援が求められる中、次の課題があります。
- (a) 相談窓口が分散しており、支援状況の共有による総合的・継続的な支援を行う体制の整備
 - (b) 専門人材が分散しており、課題の多角的な把握と支援の検討
 - (c) 就学時や進級時だけでなく、その後の継続的な支援に向けたデータの蓄積
 - (d) 支援から得られた専門的な知見の、学校現場等への還元
- c 小・中学校、高等学校（以下「高校」という。）における特別支援教育の推進
個別支援学級及び通級指導教室の児童生徒数が年々増加傾向にあるなど、特別な配慮や支援を必要とする子どもが増加し、医療的ケアの実施を含め、状態・障害も多様化しています。

また、必要に応じて、児童生徒が通常在籍している学級を一時的に離れ、学習支援や登校支援等を行う「特別支援教室」を小・中学校全校に設置する中、利用ニーズに応じた校内支援体制の整備が求められています。

す。併せて、障害への理解、障害特性等に応じた指導など、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上も急務です。

今後、多様な学びの場の連続性を今まで以上に担保するとともに、一般学級でだれもが安心して学び続けられる新たな学び方の検討を進めていく必要があります。

d 特別支援学校の充実

特別支援学校では、医療的ケアが必要な児童生徒に係る通学支援や看護師体制の充実、インクルーシブ教育のモデル的取組などを進めています。今後、スクールバスによる通学支援の充実や医療機器等への電源確保をはじめ、教職員の専門性の更なる向上、個々の教育的ニーズ等に応じた指導や支援が求められています。

また、同世代の児童生徒が共同で学習する機会の充実や、学校と地域を含む関係機関との交流を進めるなど、広く市民の障害等への理解を深め、共生社会の実現を目指すことも重要です。

加えて、学校施設の狭隘化への対応を検討する必要があります。

e 不登校児童生徒の安心できる居場所・学びの支援の必要性

令和6年度、欠席日数30日以上の不登校児童生徒は、小学生で約38人に1人、中学生で約14人に1人とな

りました。不登校は誰にでも起こりうることであり、子どもが安心して過ごせる環境の中で、それぞれに合った学びを自ら選び、取り組める環境づくりとして、以下のことが重要です。

- (a) 学校内・学校外に加え、オンラインやバーチャル空間の活用も含め、子どもが安心して過ごし自分のペースで学びに向かえる、多様な教育環境の重層的な整備
- (b) 子どもの自己選択・自己決定を尊重し、社会的自立を後押しできるよう、支援プログラムの充実
- (c) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な視点も生かし、関係機関とも連携して、チーム学校で計画的・組織的に支援を行う体制整備
- (d) 不登校児童生徒の保護者が孤立しないよう、相談窓口の強化や情報提供、関係機関等との連携促進

f 日本語指導が必要な児童生徒への支援の必要性
横浜市の小・中学校において、外国籍・外国につながる児童生徒は12,386人（外国籍の児童生徒は5,753人、外国につながる児童生徒は6,633人（令和7年5月現在））で、年々増加しており、支援拠点の在り方や体制の充実、教職員等の資質・能力の向上などが必要です。

また、外国につながる児童生徒は「ともに未来を創るグローバル教育」において、最も身近で、ともに学

ぶ存在です。国際理解教室や夜間学級なども含め、全ての子どもを包摂し、可能性を最大化する学校運営、教室運営が求められています。

g 子どもの貧困対策の必要性

市立小・中学校では、27,068人（10.96%（令和6年度実績））が就学援助を受給しています。受給者数は減少傾向にありますが、引き続き確実に経済的支援を届けるとともに、学びの継続や進学意欲の喚起につながる学習面からの支援も必要です。

子どもの抱える課題は多様化・複雑化し、支援により課題が変遷することもあるため、解決には、関係者による連携や、時間が必要な場合もあります。特に、子どもが直接影響を受ける、家庭への支援が重要です。

。

オ 施策5 未来を切り拓く高校教育の進化

(ア) 施策の目標・方向性

横浜市ならではの小・中学校からの学びの連続性を確保しながら、各市立高校の特色ある教育の充実を図るとともに、今後の市立高校の在り方を検討します。

(イ) 現状と課題

a 次世代の市立高校像の構築

人口減少社会における高校の在り方が全国的な課題となっている中、横浜市においても、市立中学校3年生の在籍者数は令和13年度までに約2割程度減少（令和6年度比）すると見込まれています。

さらに、令和8年度からの私立高校の授業料実質無償化の実現、複数の公立高校に出願できる併願制の導入に向けた検討が国において進むなど、市立高校を取り巻く教育環境は大きな転換期を迎えてます。

こうした背景のもと各学校が選ばれる学校であり続けるためには、グローバル化や科学技術の急速な進展などの社会の変化に対応しつつ、特色ある教育の質と魅力を更に高め、次代を担う人材育成の中核として役割を果たす必要があります。

併せて、横浜市として、小学校から高校までの教育機関を一貫して有している強みを最大限に生かし、小・中学校を含めた市立学校が一体となって、子どもの可能性を広げる学びを推進できるよう、市立高校の再構築に向けて検討を進めていく必要があります。

また、不登校や特別な配慮が必要な生徒への支援など、多様な教育的ニーズの高まりを受け、小・中学校段階から切れ目のない、きめ細やかな支援体制の整備と、適切に対応できる教員の配置・育成が求められています。

カ 施策6 子ども一人ひとりの安心と挑戦を支え続ける環境の追究

(ア) 施策の目標・方向性

子ども一人ひとりが、豊かな可能性を開花できるよう、入学や進級などの変化を受け止め、安心と挑戦を繰り返すことができる連続した環境を実現します。

(イ) 現状と課題

- a 全ての子どもが豊かな可能性を開花できるようにするため

全ての子どもの可能性を広げるためには、学びや生活は連続し、つながっているという視点が不可欠です。子どもは、安心を得られる居場所があるからこそ挑戦ができ、挑戦の中で失敗を経験しても、再び安心の場に戻ることで、また挑戦できます。この安心と挑戦の循環を支え続ける連続した環境を整えることが重要です。

これまでとは異なり、多くの連続性のあるデータを取得できる状況を背景として、入学や進級などの変化が学びの断絶とならないよう、学びの環境、教職員、地域・社会、学校施設、学校にとどまらない学びの場それぞれが、連続した安心と挑戦の循環の環境を形づくっていることを強く意識し、在り方を追究することが求められています。

505 校、児童生徒約25万人、教職員約 2 万人の教育ビッグデータの蓄積、加えて横浜市に集う人たちとの共創により、全ての子どもの豊かな可能性を開花できる環境を実現する必要があります。

- b 就学前から義務教育への円滑なつながりの必要性

「遊びを通した学び」を行う幼児期から、教科等の学びが始まる小学校への進学は、子どもにとって特に大きな環境変化であり、成長の機会でもあります。

また、学校は、学びの空間だけでなく、生活空間でもあり、環境変化による子どもの不安を軽減し、安心して挑戦できるようにするためにも、子どもが変化をどう受け止めるかという視点が重要です。

架け橋期の接続を円滑に行うことで、不登校など生活面でのつまずきが生じにくくなると指摘されていますが、どのような取組が効果的か、実証は不十分です。

今後、幼保小の連携による、継続した学びと支援を進めることと併せて、データ等の活用による取組の検討も求められています。

c 義務教育から高校までの円滑なつながりの必要性

小学校から中学校への進学は、教育内容や指導方法の変化による学びの断絶を防ぐことが不可欠です。また、生活空間も含めた環境変化が、いじめや不登校などのきっかけとなる可能性もあるほか、発達による子ども自身の変化も大きい時期であるため、指導や支援の継続性が強く求められます。

市内の全小・中学校は、教育課程全体に位置付けている「9年間で育成を目指す資質・能力」を一層明確にするとともに、先進的取組を各学校で共有する必要があります。

横浜市では、「ともに未来を創るグローバル人材」を「探究」的な学びで育むことに力を入れています。その中で、幼稚期に築いた「遊びを通じた学び」が「

探究」的な学びの基礎となり、高校段階まで一貫した「探究」による学びにつなげることで、環境の変化を、学びの可能性を広げる契機とすることが重要です。

(2) 柱2 ともに未来を創るグローバル人材の育成

ア 施策1 異文化コミュニケーション力の育成

(ア) 施策の目標・方向性

地球規模の課題解決に向け、世界の人たちと出会い、ともに新しい価値を創ることができるよう、異文化と出会う意欲を高め、多様性を尊重し、英語等によるコミュニケーション力や合意形成を図る力を育成します。

(イ) 現状と課題

a 多様性を尊重したコミュニケーション力を育む必要性

開港以来、国内外から人が集まり、常に新しい技術や文化を積極的に取り入れていく進取の精神が育まれてきた「国際都市横浜」では、自国の文化を大切にするとともに、相手の文化的な背景まで理解し尊重する姿勢、多様性を受け止める姿勢を育むことを重視し、国際理解教育の推進に取り組んできました。

英語等によるコミュニケーション力は、世界の人たちと出会い、ともに新たな価値を創っていく行動の基礎であり、地球規模の課題解決に向けて行動することが求められる「未来」を生きるために不可欠です。また、身に付けた英語等の力で、世界中の人々と合意形成を図るためにには、異文化に飛び込む勇気・意欲が求

められます。

世界に飛び出す心理的な不安を下げるため、AI及びバーチャル空間などの先端技術やオンラインを活用し、子ども一人ひとりのニーズに合った、英語を実際に使う機会の充実や異文化と出会う機会の更なる拡充が必要です。

イ 施策2 自分を創り、社会を創造する未来の創り手の育成

(ア) 施策の目標・方向性

地球規模の課題解決に向け、世界の人たちと出会い、ともに新しい価値を創ることができるよう、自分の人生を主体的に創り、社会とのつながりを意識して行動し、共創につなげることのできる未来の創り手を育成します。

(イ) 現状と課題

a 自分を創り、社会を創造する未来の創り手を育成する必要性

横浜市では、全ての教育活動において協働的な学びを重視するとともに、「自分づくり（キャリア）教育」や「SDGs達成の担い手育成」に取り組み、総合的な学習の時間や特別活動を中心に、体験を通した学びを重視しています。

学んだことを自分の人生や社会と結び付けて考え、次代の社会の創造に生かそうと、社会参画する態度は、これから、「未来」を生き抜くために不可欠です。

今後、子どもたちが羽ばたく「未来」を見据えると、「今」最も身近な社会である学校や学級等における主体的、実践的な活動を一層充実させ、内容や発達の段階に応じてより自治的なものとし、主権者として積極的に社会参画する態度を育むなど、民主的で持続可能な社会の創り手を育成することが重要です。

GREEN × EXPO 2027は、はまっ子未来カンパニープロジェクト等により、企業等と連携した課題解決に向けた取組が浸透している強みを生かし、「ともに未来を創る」実感を伴う学びを実現する契機となります。この機会に、これまで進めてきた取組を一体的に推進し、どの校種においても、自分を創り、社会を創造する未来の創り手を育む環境づくりを加速させる必要があります。

(3) 柱3 安心して学べる環境づくり

ア 施策1 子どもの視点を尊重した安心できる学びの環境

(ア) 施策の目標・方向性

子どもの視点を尊重し、いじめをはじめとした多様化・複雑化した課題をとらえ、きめ細やかに対応することで、子ども一人ひとりが安心できる学びの環境を創ります。

(イ) 現状と課題

a 子どもが抱える課題の多様化・複雑化

子どもが抱える課題は多様化し、それぞれが相互に絡み合い複雑化しており、いじめの認知件数や、小・

中学校における不登校児童生徒数も年々増加しています。その背景には、次の現状と課題があります。

(a) 学校での学びの環境が、社会や価値観の変化によるニーズの多様化や高度化に対応しきれていない。

(b) インターネットやSNS等を通じて、人や世界と瞬時に影響し合う反面、リアルな世界でのコミュニケーションや体験が不足している。

(c) 家庭の多様化などにより、子どもや家庭を支える伴走支援のニーズが高まっている。

b SOSの早期察知及び早期対応の必要性

不安やつらい思いを抱えて生活する子どもに気づき、きめ細やかに対応するために、SOSの早期察知と早期対応のための総合的な仕組みづくりが必要です。

(4) 柱4 社会全体で子どもを支える教育の推進

ア 施策1 子どもの伴走者となる人たちとのつながり

(ア) 施策の目標・方向性

子どもの学びや体験を充実させ、地域の担い手としての意識を高めるため、学校と社会がつながることで、子ども一人ひとりを守り、地域全体で支えます。

(イ) 現状と課題

a 子どもの伴走者となる地域等とのつながり

学校が生きて働く知を育む場であるためには、学校運営協議会や地域学校協働本部などの活動を通じて学校と地域が連携し、学びや体験を充実させ、子どもを支えていく必要があります。子どもとつながるたくさん

んの伴走者が、今後の学校と地域、社会との関係についても理解していくことが大切です。

b 子どもの安全・安心の確保

全ての教育活動は、子どもの安全・安心の確保が前提です。

これまで、子どもは地域全体で守る強い決意のもと、各学校において、警察など関係機関や地域、家庭が連携し、登下校の見守り活動やスクールゾーン対策協議会など、様々な取組を進めています。

一方で、ボランティア不足や高齢化、保護者のライフスタイルの変化等により、従来の見守りや支援は限界を迎えています。今後は、データに基づく見守りの効率化や効果的なハード整備など複合的に取り組む必要があります。

イ 施策2 福祉・医療等とのつながりによる支援の充実

(ア) 施策の目標・方向性

学校が、福祉・医療機関などと連携・協働することで、多様化・複雑化した課題等に対応し、子ども一人ひとりを守り、支えます。

(イ) 現状と課題

a 子どもを取り巻く課題の多様化・複雑化

不登校やいじめ、虐待や貧困、ヤングケアラー、薬物乱用、喫煙、飲酒、心の健康、ジェンダー、依存症など、子どもを取り巻く課題は多様化し、複雑化しています。こうした課題に対し、学校をはじめ、区役所

、児童相談所等の関係者が連携し、相互理解を深め、適切な役割分担のもと、チームで子どもを守り、支える必要があります。

また、若年層の自殺者数増加もあり、子どもの悩み解決に向けた相談体制の充実とともに、子どものSOSに早期に気づき、悩みを受け止める取組が求められています。

加えて、人工呼吸器など在宅で医療的ケアを必要とする子どもや、発達障害など特別な支援や配慮が必要な子どもが増加しており、学校内でも、病院・診療所、訪問看護ステーションや関係団体・関係機関等との連携を一層深め、支援体制を充実することが必要です。

○
b 子どもの安全・安心な居場所の確保

放課後における子どもの安全・安心を確保し、生活の連續性を確保するためにも、学校と放課後キッズクラブ・放課後児童クラブとの連携がより一層求められています。

ウ 施策3 つながりによる家庭教育の支援

(ア) 施策の目標・方向性

保護者が家庭教育を安心して行えるよう、家庭の孤立を防ぎ、子ども一人ひとりを守り、支えます。

(イ) 現状と課題

a 家庭教育支援の必要性

家庭は、子どもの健やかな育ちの基盤であり、家庭

教育は、全ての教育の出発点です。一方で、家庭の多様化、地域等とのつながりの希薄化など、保護者が身近な人から子育てを学び、助け合い、家庭教育を知る機会が減少しています。

「家庭教育支援推進のための調査研究（家庭教育についての保護者へのアンケート調査）」（令和6年度、文部科学省）によると、約7割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えていると答えています。

特別な支援が必要な子どもや外国につながる子どもなども含め、子どもの特性や成長段階、学校段階などに応じた課題等を理解し、子どもが社会の中で生きていくために必要な力を育めるよう、保護者が安心して家庭教育を進めることのできる環境づくりが必要です。

。

(5) 柱5 子どもたちの学びを支える魅力ある教職員

ア 施策1 教職員の養成・採用・育成の一体化と魅力発信

(ア) 施策の目標・方向性

教職員の「養成・採用・育成」を一体としてとらえ、教職員がいきいきと働き、学び続けられる環境づくりを進めるとともに、教職の魅力を積極的に発信し、横浜の教員を目指す学生等を増やします。

(イ) 現状と課題

a 長引く教員志望者の減少

少子化による生産年齢人口の減少に伴い、多くの産業で人手不足が深刻になる中、教員の採用者数は、個

別支援学級の増加などに伴い増え続けており、人材確保は厳しい状況です。横浜市の教員採用試験においても、この10年で受験者数は約半数以下に減少し、合格倍率も半減しています。採用者数の増加が続いている中、既卒者の受験者数は減少する一方で、新卒受験者数は横ばいの状況が続いています。

今後、横浜の教育に対する興味・関心、共感、期待感の醸成に向け、横浜の教育の魅力を発信することで教員志望者を増やしていく必要があります。

b 早い段階からの教員志望者養成の必要性

教員養成系大学を卒業しても教職を選ばない学生が増加しています。

こうした背景を踏まえ、学生が早期に学校現場や教職の魅力を体験し、価値を強く実感できる機会を提供することが不可欠です。

教職を志す学生には、教育への使命感と情熱を育み、子どもの成長に貢献し続ける姿勢を身に付けるため、早期からの体系的な養成が求められます。

さらに、高校段階から教職を目指す生徒には、将来像を明確に描き、主体的に学び続けられるプログラムの充実が必要です。

c 教職員に求められる資質・能力（多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成）

教師は学びに関する専門職であり、教職生涯を通じて探究心をもって主体的に学び続け、自らの専門性を

高めることが必要です。

横浜市では、「横浜市 人材育成指標」（以下「育成指標」という。）を策定し、それぞれのキャリアステージで求められる姿に基づき、校内外で研修等を実施しながら、育成指標に示された資質・能力の伸長を図っています。

また、個人の学びに加え、同僚との対話や振り返りの機会など、協働的な学び合いの機会が、教員の資質・能力の向上には欠かせません。さらに、多様化・複雑化する社会においては、学校だけでなく、家庭・地域等との連携はもちろん、企業や大学等の専門性・知見・最新技術の提供や、教員を志す学生の視点等も生かしながら、自らの学びをより深めることが重要です。

新たな教育センターの開設も見据え、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成に向けた教職員の学びや研究の高度化、横浜らしい人材育成の充実を図っていきます。

イ 施策 2 教職員の働き方改革の推進

(ア) 施策の目標・方向性

働き方改革により、教職員に時間的・心理的な余白を生み出し、教職員がいきいきと働き、学び続け、心身ともに充実した状態で子どもたちに向き合える環境を整えます。

(イ) 現状と課題

a 教職員に余白を生み出す必要性

日課を工夫するなど、カリキュラム・マネジメントにより教職員に裁量ある時間を生み出す「持続可能な学校のあり方を探る実践モデル校事業」（以下「モデル校事業」という。）を推進するとともに、時間外在 校等時間が月80時間を超える教職員をはじめ、各学校 の状況を把握し、支援・指導を進めた結果、時間外在 校等時間は着実に減少しています。

一方で、モデル校事業や各学校の現状分析により、 次の課題があります。

- (a) 授業以外では、主に学校徴収金などの事務処理、 授業準備、部活動指導、保護者対応に時間を要して いる。
- (b) 特別な支援や配慮、日本語指導等が必要な児童生 徒数の増加などに伴い、特定の教職員へ業務の偏り が生じている。
- (c) デジタル技術を効果的に活用できる体制・環境の 整備
- (d) 教職員一人ひとりが学校づくりの議論へ主体的に 参画する意識と組織風土の醸成
今後は、これらの課題を踏まえ、働き方改革の着実 な推進が必要です。

(6) 柱6 子どもの学びを充実させる学校規模と学校施設

ア 施策1 学校規模の適正化等

(ア) 施策の目標・方向性

人口減少や大規模開発等による人口急増地域への対応など、学校規模の適正化について検討を進めます。

(1) 現状と課題

a 学校規模の適正化の必要性

学校は、子どもたちがともに学び、自らの人生を舵取りするたくましさ、他者と出会ってともに新しい価値を創り出そうとする力、多様性や変化を受け止めるしなやかさを育む場所です。児童生徒が小・中学校で自立と社会参加の基礎を育むためには、多様な価値観に触れられる、適切な学校規模が確保されていることも重要です。

社会情勢の変化に伴い、次の課題があります。

(a) 多くの地域で児童生徒数が減少しており、令和12年度には小規模校が100校を超える見込み

(b) 一部地域ではマンション開発等によって児童生徒数が急増し、過大規模校化

(c) 個別支援学級の在籍者数が全市的に増加し、一部で教室不足

さらに、「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」等が策定されたことも踏まえ、「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の検証及び課題の整理が必要です。

併せて、少子化が進行する一方、近年、子育て世帯のマンションに対するニーズや傾向が多様化し、将来予測が困難となっています。今後も確実に子どもたち

を受け入れられるよう、児童生徒数の予測手法を改善する必要があります。

イ 施策2 学校施設の老朽化対策と機能充実

(ア) 施策の目標・方向性

安全・安心を確保しつつ、学校施設の老朽化対策と機能充実を計画的に進めるとともに、脱炭素化やバリアフリー化など、地域防災拠点としての機能強化を図りながら、より良い教育環境の整備を推進します。

(イ) 現状と課題

a 学校施設の計画的な質的向上

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経験する中で、子どもたちが集い、学び、遊び、生活する「学校施設」というリアルな空間の役割や価値を改めて認識することとなりました。また、学びの場としてオンライン・バーチャル空間の活用が進む中で、児童生徒が対面で学び合う教室などリアル空間の環境整備も重要性が増しています。

一方で、学校施設は昭和40～50年代の学齢期人口増加に対応して集中的に整備されたため、築50年以上の小・中学校施設が5割を超える老朽化が進行しています。小・中学校の老朽化対策に加え、市立高校についても今後の在り方を整理し、老朽化への対応を進める必要があります。さらに、特別支援学校では、児童生徒の学びの場の環境充実を図る観点から、施設の狭あい化への対策も求められています。

こうした状況を踏まえ、学校施設の建替えや長寿命化改修と、それに伴う教育環境の向上に向けた検討を複合的に進めます。特に小・中学校については学校数が多いことから、事業量の平準化など、対応方針の見直しが求められています。

b 安全安心な施設環境の確保

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であると同時に、地域開放などの地域のニーズへの対応や、災害時には避難所としての役割も果たします。こうした視点を踏まえ、安全・安心を確保しつつ、良好な教育環境等の維持・向上を図るため、以下の課題への対応を進める必要があります。

- (a) 災害時に避難所となる体育館の空調設置や児童生徒等が使いやすいトイレの洋式化
- (b) 車いす利用者等が安全に移動できるエレベーター整備やバリアフリー化の推進
- (c) 脱炭素化推進に向けた、照明のLED化、PPA事業による太陽光発電設備と蓄電池の導入
- (d) 老朽化による落下防止のため、既存の外壁や窓サッシの改修工事等の実施
- (e) 近年の酷暑に対応するため、校舎の最上階の教室や、体育館の断熱化

(7) 柱7 市民の豊かな学び

ア 施策1 生涯学習の推進

(ア) 施策の目標・方向性

だれもが生涯にわたり主体的に学び続けられるよう、図書館や博物館など多様な学びの場を整え、デジタル技術も生かしながら、学習活動や体験の充実を図ります。

(イ) 現状と課題

a 不確実性の高い社会における切れ目のない学びのため

不確実性の高い社会において、キャリアやライフスタイルなどの変化に柔軟に対応し、自らの人生を主体的に舵取りするためには、だれもが学び続けられる環境が重要です。特に、ライフスタイルの変化を踏まえ、デジタル技術を活用した、時間や場所にとらわれない柔軟な学習機会の充実が求められています。

(a) 読書活動を基盤とする学びの必要性

言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、読書活動は不可欠です。

しかし、16歳以上を対象とした令和5年度の全国調査では、1か月に1冊も本を読まない人が6割を超えるなど、読書離れが進んでいます。

(b) 横浜の歴史文化に触れる機会の必要性

歴史文化は、心のつながりを強め、心豊かで多様性と活力のある社会を形成する源泉です。

しかし、歴史文化を知る手がかりとなるものや地域で大切に守られてきた文化財に関する所有者・管理者の高齢化、関連団体の活動機会の減少など、保

存・活用に関する様々な課題が生じています。

(c) 社会参加のすそ野を広げる必要性

地域課題が多様化・複雑化し、地域の関係が希薄化する中、市民が自ら地域課題を解決していくためには、多様な学びを通じて社会参加のすそ野を拡大し、参画につなげていくことが必要です。

イ 施策 2 市立図書館の改善・充実とアクセス性の向上

(ア) 施策の目標・方向性

変化し続ける社会に対応し、新しい時代を創ることができる図書館であり続けるため、市立図書館全体の枠組みを再構築し、デジタル技術も活用しながら、サービスの充実とアクセス性向上を目指します。

(イ) 現状と課題

a 「今後の市立図書館再整備の方向性」の策定

「横浜市図書館ビジョン」（令和 6 年 3 月策定）が掲げる図書館像を実現するためには、現在の市立図書館は、施設環境などに課題を抱えていることから、令和 6 年 12 月に「今後の市立図書館再整備の方向性」を公表しました。今後、この方向性に沿った、サービスの充実とアクセス性向上を進める必要があります。

(a) 近年整備された図書館と比較して狭く、閲覧席が少ない。

(b) 施設が古く、インクルーシブ対応やデジタル対応が途上

(c) 床面積を最大限活用しており、図書館ビジョンが

掲げる賑わい・体験などについてデジタルも活用した新機能導入は困難

- (d) 現在の蔵書保有量は、市民一人当たりで比較すると他の政令市より少ない。
- (e) 蔵書保管機能を担う中央図書館の書庫収容量はひつ迫
- (f) 図書館及び図書取次拠点の設置密度が低く、図書サービスを身近に感じにくい。
- (g) 各図書館が提供する機能に合わせたアクセス性の確保
- (h) 各館の物流スペースの狭隘化に対する物流網の強化

3 教育委員会事務局の組織運営

(1) 巨大事業体にふさわしい組織運営の改革

505校、児童生徒数約25万人という、他都市には類を見ない巨大組織である教育委員会事務局の、ガバナンス強化と教育の質の向上を図るため、ＩＣＴによるプラットフォームにより情報を可視化するとともに、外部有識者の知見を活用した重層的なリスク管理・コンプライアンス推進体制を構築します。

重層的なリスク管理推進体制（ＧＲＣ推進体制）として、民間企業の「3ラインモデル」を参考に、教育委員会の組織を3つの層（ライン）に構造化し、各ラインが相互に連携・チェックする「教育委員会版3ラインモデル」を整備しました。第3ライン（教育行政監と法務ガバナンス室）は、第1

ライン（学校）と第2ライン（事務局全課）との業務の状況等を確認し、ガバナンス等に関する助言・指導をタイムリーに行います。また、職員の心理的安全性を確保するとともに、エンゲージメントが高く風通しの良い職場を目指した取組を推進します。トップダウンだけでもボトムアップだけでもない、全方位的なコミュニケーションの活性化策を、民間企業などの取組も参考に、研究・実践を進めていきます。

(2) 学校教育事務所における学校支援等

学校教育事務所は、学校や地域の実情に応じて、校長のマネジメント力の向上を図りながら、より質の高い学校経営の実現を支援します。

学校を取り巻く状況や時代の変化に対応するため、ガバナンス強化と教育の質向上の視点から、組織の再編、DX・AIの活用、専門家を活用した取組などを進めます。

(3) 学校を安全・安心な環境にするための総合対策

令和7年度に発覚した横浜市などの教職員による盗撮等の子どもに対する性暴力事案に対して、有識者の知見を生かしながら、学校は、学びの場であるとともに生活の場でもあることに配慮しつつ、学校を安全・安心な環境にするための総合対策を検討・実施しています。

対策強化のアプローチとして、人的（教職員・児童生徒）、物理的の3つのアプローチからの重層的かつ総合的な抑止策を推進します。

提 案 理 由

教育基本法第17条第2項の規定に基づき、第5期横浜市教育振興基本計画を策定したいので、横浜市議会基本条例第13条第3号の規定により提案する。

参 考

教 育 基 本 法 （抜 粋）

（教 育 振 興 基 本 計 画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。